都市基盤河川改修事業
流域貯留浸透事業
総合治水対策特定河川事業のうち、以下のもの
都市水防災対策事業
応急対策事業
堰堤改良事業のうち、以下のもの
一　改良事業
二　下流河道整備事業
三　ダム管理用水力発電設備設置事業
四　貯水池保全事業
通常砂防事業のうち、以下のもの
高さがおおむね十メートル未満の堰堤を整備する事業
火山噴火警戒避難対策事業
急傾斜地崩壊対策事業のうち、以下のもの
高さがおおむね三十メートル未満の斜面において実施する事業
総合流域防災事業
統合河川環境整備事業
下水道関連特定治水施設整備事業及び住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業のうち、右記に該当する事業
高潮対策事業及び侵食対策事業のうち、以下のもの
防護面積及び防護人口が、おおむね十五ヘクタール未満かつおおむね百五十人未満の事業（離島・奄美・北海道・沖縄にあっては、おおむね七・五ヘクタール未満かつおおむね七十五人未満）
海岸耐震対策緊急事業
海岸堤防老朽化対策緊急事業
津波・高潮危機管理対策緊急事業
海岸環境整備事業
海域浄化対策事業
流域下水道事業のうち、管渠及びこれを補完する施設の設置又は改築に関する事業（雨水貯留管及び雨水調整池並びにこれらを補完する施設の設置又は改築に関する事業を除く。）
流域下水道事業のうち、終末処理場及びこれを補完する施設の設置又は改築に関する事業（全体計画区域内人口が二十万人未満であり、かつ、当該事業の実施主体である都道府県の総人口の一割未満である流域下水道事業に限るものとし、公共下水道と一体となって下水汚泥等を処理するために実施する事業を除く。）
暮らし・にぎわい再生事業
都市防災推進事業
都市公園事業（以下のものを除く。）
一　大規模な公園（都市基幹公園、大規模公園及びその他の都市公園でその規模が十ヘクタール以上のもの）の新設又は改築に関する事業
二　国家的イベント関連公園（国として開催することを決定した国際的なイベント又は国として定期的に開催することを決定しているイベントの会場となる都市公園）の新設又は改築に関する事業
防災緑地緊急整備事業
市民農園整備事業
公園事業特定計画調査
公園施設長寿命化計画策定調査
吸収源対策公園緑地事業
都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業
中心市街地活性化広場公園整備事業
市民緑地等整備事業
広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年法律第五十二号）第十九条第二項の交付金の対象となる事業等（同法第五条第一項の規定により作成された広域的地域活性化基盤整備計画のうち、複数の都道府県が連携・協力して作成されたものに基づくものを除く。）のうち、この表の第七号に該当する事業等の欄に掲げる事業及びこれらの事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等※
地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号）第七条第二項の交付金の対象となる事業等のうち、以下のもの※
一　公営住宅等整備事業（戸数がおおむね二百戸未満の公営住宅団地に係る事業（地域福祉拠点等の重点整備に係る事業を除く。）に限る。）
二　公営住宅等ストック総合改善事業（戸数がおおむね二百戸未満の公営住宅団地に係る事業（地域福祉拠点等の重点整備に係る事業を除く。）に限る。）
三　住宅市街地基盤整備事業（この表の第七号に該当する事業等の欄に掲げる事業に限る。）
四　一から三までの事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等
住宅市街地基盤整備事業（この表の第七号に該当する事業等の欄に掲げる事業に限る。）
右の事業等と一体となってその効果を増大させるため実施されるものとして、事業実施計画の添付資料に記載された次に掲げる事務等（内閣府において交付金の配分計画に関する事務を行う事務又は事務を定める政令及び本告示の施行に伴う変更前の社会資本総合整備計画（以下「変更前計画」という。）に記載された右の事業等の関連社会資本整備事業（変更前計画に記載されたものに限る。）につ
いては、事業実施計画の添付資料への記載を要しない。）
一　関連社会資本整備事業※
事業実施計画の添付資料に記載された成果目標を実現するため、右の事業等と一体的に実施することが必要な社会資本整備重点計画法（平成十五年法律第二十号）第二条第二項各号（第十四号及び当該整備計画に係る事業が該当する号を除く。）に掲げる事業（維持に関する事業及びレクリエーションに関する施設の整備事業を除く。）及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第二条第一項に規定する公的賃貸住宅の整備に関する事業